

提出物チェックリスト及び 個人番号法施行によるマイナンバー（個人番号）確認同意書

★「限度額適用認定証」発行手続きに関する添付書類★

- 国民健康保険限度額適用等認定申請書
- 世帯主の身分証明書※¹のコピー
- 世帯主と限度額適用認定証が必要な方の個人番号（マイナンバー）カード（両面）または個人番号（マイナンバー）通知カードのコピー※²

※1 身分証明書のコピーは、顔写真があるものは1種類、顔写真のないものは2種類

<顔写真があるものは1種類> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード、 <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> 日本国旅券（パスポート）、 <input type="checkbox"/> 在留カード、 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書、 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、 <input type="checkbox"/> その他写真が添付された官公署の発行する証明書
<顔写真がないものは2種類> <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証、 <input type="checkbox"/> 年金手帳（基礎年金番号通知書）、 <input type="checkbox"/> 年金証書、 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証、 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給者証、 <input type="checkbox"/> キャッシュカード、 <input type="checkbox"/> 預金通帳、 <input type="checkbox"/> クレジットカード、 <input type="checkbox"/> 社員証、 <input type="checkbox"/> その他これに類するもの

※2 マイナンバーカードまたは通知カードがない場合は同意書の記入をお願いします。

個人番号確認同意書

大 府 市 長 様

私は、以下の手続きにおいて個人番号を提示することが困難ですので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（以下「法」という。）施行規則第3条第1項の規定により、以下の者について大府市において個人番号を確認することに同意します。

法別表第1の30の項	国民健康保険法に関する届出等	
手続きの様式等名称 (裏面参照)	異動届・再交付・高額療養費・限度額証・()	
個人番号確認の対象者	世帯主	
	対象者	
	対象者	
	対象者	
	対象者	

令和 年 月 日

同意者氏名 _____

【 参考 】

		個人番号が追加された届出書関係	国民健康保険法施行規則
資格	1	資格取得の届出に係る届書	国保則第 2 条第 1 項関係
	2	住所地特例に関する届出に係る届書	国保則第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 4 第 1 項関係
	3	被保険者証の再交付及び返還の申請に係る申請書	国保則第 7 条第 1 項関係
	4	高齢受給者証の交付等の申請に係る申請書	国保則第 7 条の 4 第 4 項関係
	5	被保険者の氏名変更の届出に係る届書	国保則第 8 条関係
	6	被保険者の世帯変更の届出に係る届書	国保則第 9 条関係
	7	世帯主の住所変更の届出に係る届書	国保則第 10 条関係
	8	世帯主の変更の届出に係る届書	国保則第 10 条の 2 第 1 項関係
	9	資格喪失の届出に係る届書	国保則第 11 条及び第 12 条関係
	10	基準収入額による判定に係る申請書	国保則第 24 条の 3 関係
給付	11	食事療養標準負担額減額認定申請書	国保則第 26 条の 3 第 1 項関係
	12	生活療養標準負担額減額認定申請書	国保則第 26 条の 6 の 4 第 1 項関係
	13	移送費支給申請書	国保則第 27 条の 11 第 1 項関係
	14	特定疾病認定申請書	国保則第 27 条の 13 第 1 項関係
	15	限度額適用認定の申請に係る申請書	国保則第 27 条の 14 の 2 第 1 項関係
	16	限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る申請書	国保則第 27 条の 14 の 4 第 1 項関係
	17	高額療養費支給申請書	国保則第 27 条の 17 第 1 項関係
	18	高額介護合算療養費支給申請書	国保則第 27 条の 26 第 1 項及び第 27 条の 27 第 1 項関係
	19	第三者の行為による被害の届出に係る届書	国保則 32 条の 6 関係
	20	療養費支給申請書の <u>選択的記載事項</u> として、個人番号を追加したこと。	国保則第 27 条第 1 項関係